

WideAngle マネージドCSPM利用規約 【現改比較表】 2025年3月24日現在

～2025年3月23日

2025年3月24日～

第 18 条 **料金の支払義務**

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日**の前日**までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。

第 18 条 **料金の支払義務**

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。

[付 則 （令和7年3月18日 M S Sセ000400001938-01 号）](#)

[この改正規定は、令和7年3月24日から実施します。](#)